

桑名市プロポーザル選定委員会条例をここに公布する。

令和6年3月21日

桑名市長 伊藤 徳 宇

### 桑名市条例第3号

#### 桑名市プロポーザル選定委員会条例

##### (設置)

第1条 市がプロポーザル方式により締結する契約のうち、高度な技術又は専門的な知識を必要とする事業等（以下「事業」という。）の契約において、最も適した事業者（以下「事業者」という。）を厳正かつ公平に選定するため、事業者の選定ごとに、市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）の附属機関として桑名市プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

##### (定義)

第2条 この条例において「プロポーザル方式」とは、事業実施に対する企画等に関する提案を求め、提案内容の審査及び評価を行い、その結果をもとに事業者を選定する方式をいう。

##### (所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 事業者を選定するための基準等の策定に関する事項
- (2) プロポーザル方式による事業者の選定に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業者の選定に関し必要と認める事項

##### (組織)

第4条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。ただし、市長等が必要と認める場合はこの限りでない。

2 委員は、学識経験者、市職員その他市長等が適当と認める者のうちから市長等が委嘱し、又は任命する。

3 委員の半数以上は、市職員以外の者でなければならない。

##### (任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から事業者の選定が終了する日までとする。

##### (委員長)

第6条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

##### (会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長等が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、非公開とする。ただし、委員会の同意があった場合は、会議の一部又は全部を公開することができる。

##### (意見の聴取等)

第8条 委員長は、議事に関し必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

##### (中立の保持)

第9条 委員は、特定の者の利益又は不利益となる行為をしてはならない。

##### (守秘義務)

第10条 委員及び第8条の規定により会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

##### (庶務)

第11条 委員会の庶務は、当該事業の実務を所管する部署において処理する。

(その他)

第12条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にプロポーザル方式に関する手続を開始している契約案件については、この条例の規定は適用しない。

(桑名市小学校給食調理業務等委託業者選定委員会条例等の廃止)

3 次に掲げる条例は廃止する。

(1) 桑名市小学校給食調理業務等委託業者選定委員会条例(平成27年桑名市条例第27号)

(2) 桑名市障害者総合相談支援センター運営業務委託事業者選定委員会条例(平成27年桑名市条例第41号)

(3) 桑名市桑名駅周辺複合施設等整備事業者選定委員会条例(平成30年桑名市条例第28号)

(4) 桑名市斎場管理運営業務委託事業者選定委員会条例(平成31年桑名市条例第13号)

(5) 桑名市消防庁舎等再編整備事業者選定委員会条例(令和3年桑名市条例第16号)

(6) 桑名市小中一貫校整備事業者選定委員会条例(令和3年桑名市条例第19号)

(7) 桑名市スポーツ施設整備事業者選定委員会条例(令和5年桑名市条例第12号)

(桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年桑名市条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表指定管理者選定委員会委員の項の次に次のように加える。

プロポーザル選定委員会委員	日額 10,000円以内において市長又は教育委員会が定める額
---------------	--------------------------------

別表斎場管理運営業務委託事業者選定委員会委員の項、障害者総合相談支援センター運営業務委託事業者選定委員会委員の項、桑名駅周辺複合施設等整備事業者選定委員会委員の項、小学校給食調理業務等委託業者選定委員会委員の項、小中一貫校整備事業者選定委員会委員の項、スポーツ施設整備事業者選定委員会委員の項及び消防庁舎等再編整備事業者選定委員会委員の項を削る。